

華誠の知的財産権ニュースレター



2019年09月 第二十九期

目次

特許

国家知識産権局：特許出願集中審査管理弁法（試行）	2
最新公布：「上海市特許優先審査事務サービス指南（試行）」	3

商標

「商標電子出願に関する規定」が9月1日から施行	3
最新公布：2018 中国マドリッド商標国際登録データ報告書	4

著作権

北京インターネット法院の年間事件受理件数が3万件以上に 著作権事件は8割近く	6
--	---

知的財産権

300万！上海初の知的財産権侵害懲罰的賠償事件の第一審が結審	7
--------------------------------	---



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

特 許

国家知識産権局：特許出願集中審査管理弁法（試行）

「国務院による新情勢における知的財産権強国の建設の加速に関する若干の意見」を実行し、重点競争優位産業の特許出願集中審査制度を確立するために、2019年8月30日、国家知識産権局は「特許出願集中審査管理弁法（試行）」（以下、「弁法」という）を制定して発行し、公布日から施行された。「弁法」の重点となる規定は以下の通りである。

特許出願集中審査管理弁法（試行）

第2条 集中審査とは、特許出願の組合せによる全体的な技術についての理解を強化し、拒絶理由通知書の有効性を高め、審査品質と審査効率を向上するために、出願人又は省級の知的財産権管理部門などが提出した請求に基づき、国家知識産権局が同一のキー技術の特許出願の組合せについて集中して審査を行う特許審査モデルである。

第3条 集中審査を請求する特許出願は、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 実体審査請求が既に発効し、かつ審査が開始されていない発明特許出願。同一の出願人が同日に同じ発明創造について実用新案特許と発明特許の出願をした場合、当該発明特許の出願は集中審査の範囲から除外する。

(2) 国家重点競争優位産業に係り、または国家の利益、公共の利益に重大な意義を持つ。

(3) 同一回の出願件数は50件を下回らず、かつ実体審査請求の発効期間は1年を超えない。

(4) 優先審査などのその他の審査政策を享受したことがない。

第4条 集中審査を請求した出願人は、国家知識産権局専利局審査業務管理部（以下、「審査業務管理部」という）に集中審査請求書類を提出する必要がある。書類には集中審査を請求する具体的な理由、出願する特許のリスト、及び各特許出願と特許出願の組合せの対応関係、全ての特許出願人の署名又は捺印、及び連絡者と連絡先を詳しく説明しなければならない。出願する特許のリストは同時にデジタル版も1部提出しなければならない。

第5条 特許出願集中審査の作業は、審査業務管理部と国家知識産権局専利局審査部門の単位（以下、「審査部門単位」という）が共同で行う。

第6条 審査業務管理部は集中審査作業の統括と協調を担う。主に以下の内容が含まれている。

(1) 集中審査請求を受理し、審査を行う。

(2) 出願人のニーズ、ケースソースの審査順序と所属する技術分野の審査能力などの要素を総合的に考慮し、集中審査の開始時間は通常、実体審査が発効してから3ヶ月後に行われ、ケースソースシステムにおいて集中審査案件にマークする。

(3) 関係審査部門単位による集中審査の実施を組織する。

(4) 統括と協調が必要なその他の作業。

第7条 審査部門単位は案件の集中審査を担う。主に以下の内容が含まれている。

(1) 集中審査作業管理チームを設置し、本部門単位の集中審査作業を手配して協調する。

(2) 審査の質が高く、経験豊富で、責任感が強い優秀な審査員を組織して、集中審査の作業を担当させる。

(3) ニーズに応じて、技術説明会、会合、調査、巡回審判などを展開する。

(4) 集中審査に関わるその他の作業。

特許

第8条 審査の結果、集中審査を行う同意を得た場合、特許出願人は集中審査の実施に積極的に協力しなければならず、主に以下の内容が含まれている。

- (1) 審査部門の要求に基づき、関連する技術資料を提供する。
- (2) 審査部門単位が申し出た技術説明会、会合、調査、巡回審判などに積極的に協力する。
- (3) 集中審査を行う過程における問題、経験、効果と価値などの状況を速やかにフィードバックする。
- (4) 協力が必要なその他の作業。

第9条 集中審査を実施している特許出願が次に掲げるいずれかの状況に当てはまる場合、審査業務管理部又は審査部門単位は同回の集中審査手続きを終了することができる。

- (1) 出願人が虚偽の書類を提出した場合。
- (2) 出願人が本弁法の第8条に関する義務を履行しない場合。
- (3) 審査の過程において正常でない特許出願があることを発見した場合。
- (4) 出願人が自主的に集中審査手続きの終了を申し出た場合。
- (5) 集中審査手続きを終了すべきその他の状況。

国家知識産権局 より

最新公布：「上海市特許優先審査事務サービス指南（試行）」

8月29日、上海市知識産権局は「上海市特許優先審査事務サービス指南（試行）」の発行に関する通知を公布した。通知によると、革新主体の「迅速に権力を獲得し、迅速に権力を確認」というニーズを満たすために、上海市の特許優先審査推薦作業の便宜化と規範化の発展を推進し、特に「上海市特許優先審査事務サービス指南（試行）」を制定した。

「指南」は、特許優先審査の受理対象、特許優先審査の適用範囲、提出書類、書類審査とアップロード、及びその他の説明の合計5つの面の内容に関するものとなっている。

上海市知識産権局 より

商標

「商標電子出願に関する規定」が9月1日から施行

8月29日、国家知識産権局は「商標電子出願に関する規定」を公布した。同「規定」では電子出願の適用範囲、提出要件及び手続きが明確にされ、9月1日から施行された。

「商標法」第22条には、「商標登録出願等の関連書類は、書面又は電子データの方式で提出することができる。」と規定されている。今回公布された「規定」は合計13条あり、実務において「商標法」という規定に更なる実施可能性を持たせるために、商標登録出願及び後続手続きの各段階で、商標電子出願の提出要件と手続きを更に明確にし、電子出願とペーパー出願の区別を整理して明確化し、商標登録出願および後続の手續きにおける電子出願の効力を確保する。

「規定」によると、国家知識産権局の商標オンラインサービスシステムにて開通した各種商標電子出願業務にはいずれも本「規定」が適用され、システムの絶え間ない改善と開発に伴い、適用範囲も徐々に拡大される。

国家知識産権局 より

商 標

最新公布：2018 中国マドリッド商標国際登録データ報告書

このほど、知的財産権産業メディアの IPRdaily が国方商標ソフトウェアと共同で「2018 中国マドリッド商標国際登録データ報告書」を発表した。以下は「報告書」の一部抜粋である。

2018 中国マドリッド商標国際登録データ報告書

データ抽出の期間の範囲：

2018 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日まで

データの差異についての説明：

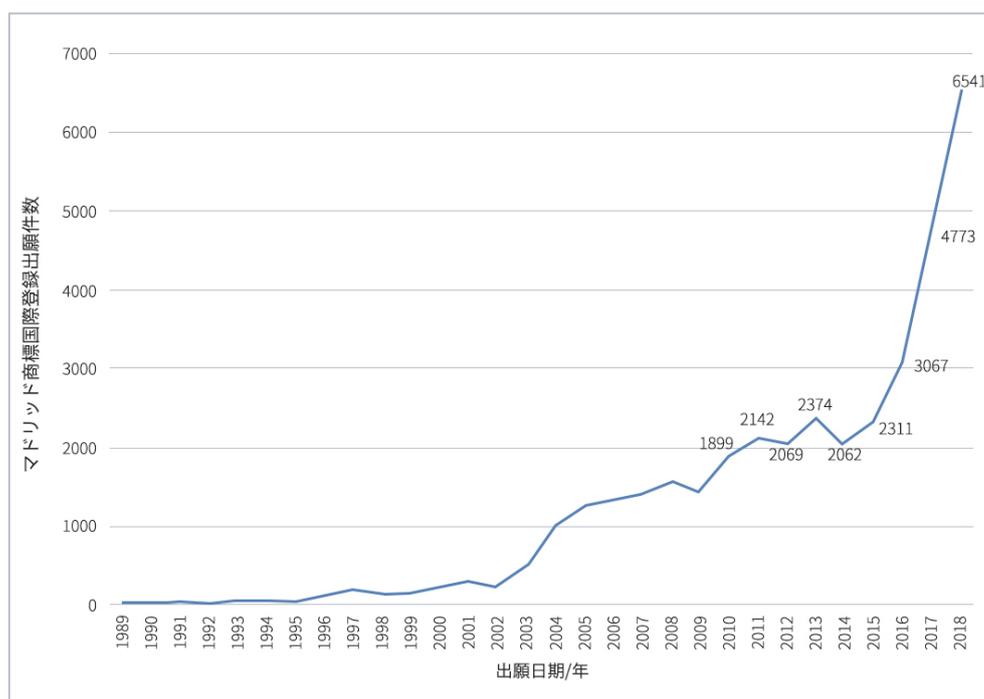
当該統計データには、既に出願されたが世界知的所有権機関（WIPO）公式サイトにて公表されていない商標データは含まれていないため、統計件数は国家知識産権局商標局が公表している 6,903 件よりもわずかに少ない。

一、総記

初歩的な統計によると、2018 年の中国の出願人からのマドリッド商標国際登録出願件数は 6,541 件で、前年同期比 37% 増であった。

WIPO（世界知的所有権機関）はマドリッドシステム年鑑を公表しており、2018 年の中国におけるマドリッド商標国際登録出願件数はマドリッド連盟の中で 3 位となっており、出願件数は再び最高記録を塗り替え、既に 2 年連続で上位 3 位に入っている。

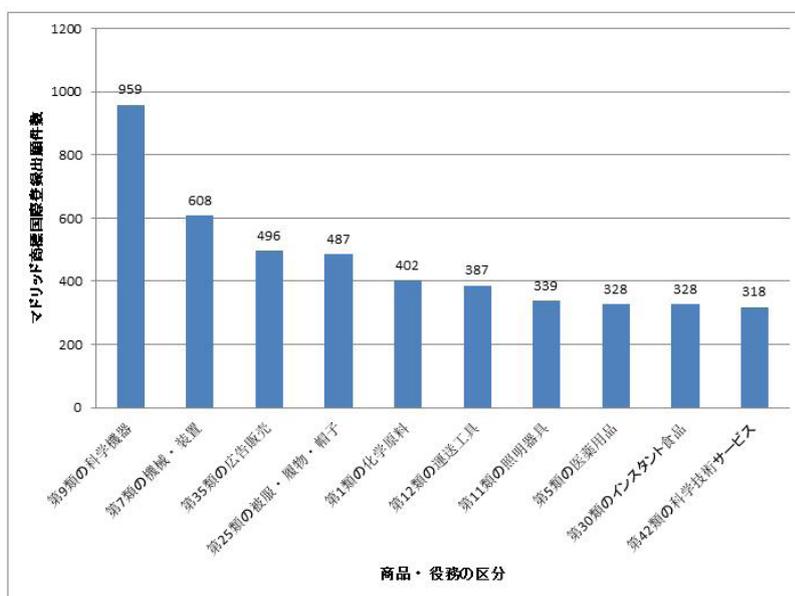
1. 例年の中国マドリッド商標国際登録出願の動向



中国における例年のマドリッド商標国際登録出願の傾向図から、次のことが分かる。2002 年に中国が世界知的所有権機関（WIPO）に加入してから、マドリッド商標国際登録出願件数は急速な増加傾向を示し、中国における「一带一路」戦略の実施推進などの要素の影響を受け、2015 年までに出願件数は更に飛躍的に増加して高速成長の形勢を呈し、年々上昇し続けている。2018 年にマドリッド商標国際登録出願件数は既に 6,541 件に達して 37.0% 増となり、中国企業が海外に商標を配置する能力が絶え間なく増強されており、「走出去（訳者注釈：海外に出て行く）」ペースが加速していることをはっきりと表している。

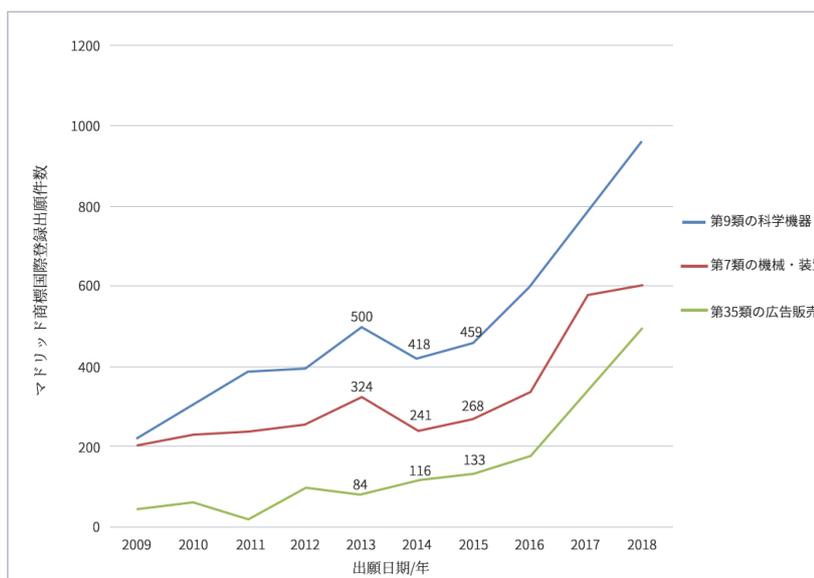
商 標

2. 2018 年中国マドリッド商標国際登録出願件数ランキングトップ 10 の商品区分



商品・役務の区分から見ると、2018 年中国マドリッド商標国際登録出願ランキングトップ 3 の商品区分はそれぞれ、第 9 類の科学機器（959 件）が出願総件数に占める割合は 11% となり、第 7 類の機械・装置（608 件）は 7% を占め、第 35 類の広告販売（496 件）は 6% を占めている。役務の分類における出願の第 35 類の広告販売と第 42 類の科学技術サービスはいずれも初めて上位 3 位と上位 10 位に入り、中国の産業構造が工業製造から創新サービスへと転換して発展していることを反映している。

3. ここ 10 年におけるマドリッド商標国際登録出願の区分トップ 3 の発展についての分析



この 10 年、中国では第 9 類の科学機器と第 7 類の機械・装置におけるマドリッド商標国際登録出願件数はずっと 200 件以上あり、2013 年にどちらも出願件数が減少し、その後は着実に上昇傾向を維持している。これに対し、第 35 類の広告販売の出願件数は初期には比較的少なく、2013 年からやっと徐々に上昇しはじめ、2014 年には 100 件の出願件数を突破し、そして年々上昇し続け、中国の産業構造調整のペースに足並みを揃えている。

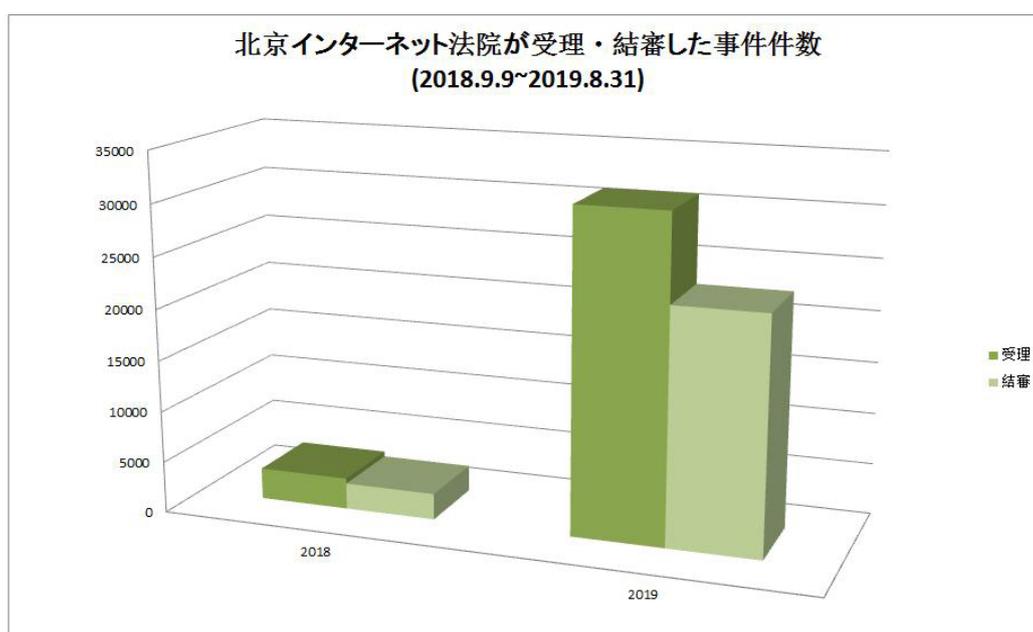
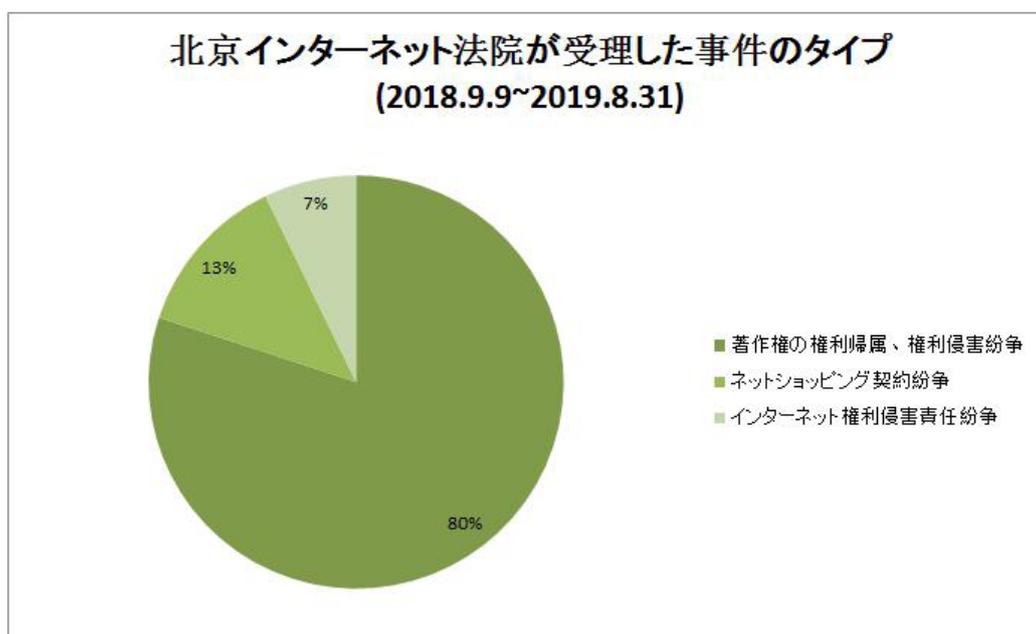
著作権

北京インターネット法院の年間事件受理件数が 3 万件以上に 著作権事件は 8 割近く

9 月 3 日、北京市高級人民法院、北京インターネット法院は共同で北京インターネット法院設立 1 周年記者会見を開催し、「北京インターネット法院裁判白書」（以下、「白書」という）を公表した。「白書」によると、2018 年 9 月 9 日から 2019 年 8 月 31 日までに、北京インターネット法院は合計 34,263 件の事件を受理し、25,333 件が結審した。

「白書」には、全体的に北京インターネット法院の事件は受理件数と結審件数が共に多く、知的財産権事件の占める割合が高く、新しいタイプの事件が多いという 3 つの大きな特徴があることが示されている。

同時に、「白書」の記載に基づき、上記の期間に関する統計データを以下のグラフに示す：



知的財産権

300万！上海初の知的財産権侵害懲罰的賠償事件の第一審が結審

相手方が製造、販売している同型のフィットネス機器が自身の登録商標を侵害していると考えたことから、ある外国企業が中国にて国内の某運動器具有限公司を裁判所に提訴し、相手方に侵害行為の停止を求めたほか、弁護士費用、公証費用などを含む300万元の経済的損失に対する賠償を請求した。

2019年9月6日午後、上海市浦東新区人民法院（以下、「上海浦東法院」という）は本件を公開して判決を言い渡し、被告が権利侵害によって獲得した利益は100万元を超えており、かつ被告の商標権侵害行為は「商標法」の懲罰的賠償の適用要件に該当すると認定し、原告の訴訟上の請求を全額支持する判決を下した。

本件は上海初の知的財産権侵害処罰的賠償事件である。上海浦東法院の判決は新たな「商標法」施行後の懲罰的賠償制度について、適用条件の審査、賠償基準額の確定などの面で積極的な探求を行っており、同類事件の審理にとって重要な参考価値がある。

IPRdaily より